

西播水監第32号
令和5年11月29日

西播磨水道企業団
企業長 篠崎 保伸 様

西播磨水道企業団
監査委員 肥塚 康子
監査委員 土井 本子

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、財務監査及び行政監査を西播磨水道企業団監査基準に準拠し定期監査として実施したので同条第9項の規定により、監査の結果を報告する。

記

- 1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査）
- 2 監査の対象 水道部総務財政課
- 3 監査の期間 令和5年9月28日から令和5年11月29日まで
- 4 監査の着眼点及び実施内容 監査対象の総務財政課の財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確で最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかなどを主眼において監査を行った。監査に当たっては、関係書類・帳票類の全部又は一部を抽出して監査するとともに、関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
- 5 監査の結果 監査の結果は、以下に述べるとおりである。

1 総務財政課の機構と職員配置について

総務財政課長（水道部参事（総務財政・施設担当）が兼務）	1名
副主幹	1名
総務係長（副主幹が兼務）	
係員	2名
財政係長	1名
主任	1名

2 総務財政課の事務分掌について

総務係

- (1) 秘書渉外及び交際に関すること。
- (2) 儀式及びほう賞に関すること。
- (3) 部内の事務連絡調整に関すること。
- (4) 文書の收受、配布及び発送に関すること。
- (5) 文書の保存、書庫の管理及び文書取扱いの指導に関すること。
- (6) 条例、規則その他の規程の制定改廃に関すること。
- (7) 条例等管理システムの運営管理に関すること。
- (8) 公示及び令達に関すること。
- (9) 公印の登録及び処分に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) ホームページの運用及び管理に関すること。
- (12) 支出命令書（予算流用を含む。）の作成に関すること。
- (13) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (14) 行政不服審査会の庶務に関すること。
- (15) 一定の公職にある者からの提言、要望、意見等に関すること。
- (16) 不当要求行為等対策委員会に関すること。
- (17) 防災及び危機管理に関すること。
- (18) 災害対策会議に関すること。
- (19) 新型インフルエンザ対策本部及び連絡会議に関すること。
- (20) 日本水道協会その他の加入団体に関すること。
- (21) 地球温暖化防止に関すること。
- (22) 受水及び分水の契約に関すること。
- (23) 庁議に関すること。
- (24) 議会の招集、議案及び報告に関すること。
- (25) 功労者会に関すること。
- (26) 顧問に関すること。
- (27) 特別職の報酬及び費用弁償に関すること。

- (28) 職員の給与に関する事。
- (29) 職員の選考、任命及び配置に関する事。
- (30) 児童手当法に基づく職員に対する児童手当の支給に関する事。
- (31) 退職年金及び遺族年金に関する事。
- (32) 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (33) 職員の被服貸与に関する事。
- (34) 職員の表彰、分限、懲戒及び服務に関する事。
- (35) 職員の人事評価及び研修に関する事。
- (36) 職員の財形貯蓄に関する事。
- (37) 臨時的任用職員及び非常勤職員に関する事。
- (38) 退職手当審査会に関する事。
- (39) 職員の保健、災害補償及び福利厚生に関する事。
- (40) 職員の労務管理及び労働組合に関する事。
- (41) 兵庫県市町村職員共済組合に関する事。
- (42) 職員採用試験委員会に関する事。
- (43) 安全衛生委員会に関する事。
- (44) 社会保険に関する事。
- (45) 人事行政の運営等の状況の公表に関する事。
- (46) 事務引継に関する事。
- (47) 所属車両の保守管理に関する事。
- (48) 係に属する業務の予算要求書の作成に関する事。
- (49) 係に属する決算に必要な資料の作成に関する事。
- (50) 係に属する業務の委託に関する事。
- (51) 係に属する統計、調査等に係る基礎資料の作成に関する事。
- (52) その他課の庶務に関する事。
- (53) 他の課に属さない事。

財政係

- (1) 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (2) 資金計画及び運用に関する事。
- (3) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (4) 支払事務に関する事。
- (5) 計理状況の報告に関する事。
- (6) 予算に関する事。
- (7) 決算に関する事。
- (8) 業務状況の公表に関する事。
- (9) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (10) 事業計画に関する事。
- (11) 財政計画に関する事。
- (12) 経営改善検討委員会に関する事。

- (13) 水道事業基本計画策定委員会に関すること。
- (14) 財務会計システムの運営管理に関すること。
- (15) 資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (16) 物品の調達及び修繕に関すること。
- (17) 入札及び契約に関すること。
- (18) 庁舎の取締り及び火気取締りに関すること。
- (19) 庁舎の当直に関すること。
- (20) 庁用自動車に関すること。
- (21) 庁舎の電話設備に関すること。
- (22) 入札参加者審査委員会に関すること。
- (23) 入札結果検証委員会に関すること。
- (24) 事故賠償審査委員会に関すること。
- (25) 全国市有物件災害共済会に関すること。
- (26) 電子機器等の導入に係る企画及び総合調整に関すること。
- (27) 所属車両の保守管理に関すること。
- (28) 支出負担行為（予算流用を含む。）に関すること。
- (29) 係に属する業務の委託に関すること。
- (30) 係に属する統計、調査等に係る基礎資料の作成に関すること。

3 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。

(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用について

情報公開制度については、西播磨水道企業団情報公開条例及び西播磨水道企業団情報公開制度の手引に基づき、水道事業に関する情報の共有化と、企業団が保有する情報の公開について住民に説明する責務を全うするように努め、効率的な事業運営を図るとともに公正で開かれた水道事業の推進に資することとしている。

企業団の情報公開については、住民への説明責任を果たすよう公表に努めており、所掌する事務に関しては、西播磨水道企業団水道情報共有化の推進に関する規程及び西播磨水道企業団水道情報の収集等に関する要綱を設けて、住民に積極的に無償で情報提供されるように努めている。なお、令和5年度の情報公開請求の状況は0件であった。

また、個人情報保護制度については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び西播磨水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保を図るとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、水道事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することとしている。

令和5年度の個人情報の公開については1件で、水道料金等の調定収納状況の開示であった。関係帳簿を調査した結果、西播磨水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき、おおむね適正に行われていることを認めた。

特定個人情報等の取扱いについて、企業団が行う個人番号関係事務については、西播磨水道企業団特定個人情報等取扱規程に基づき、特定個人情報等の適切な取扱いの確保に資することとしている。

個人情報保護の意識が高まっている今日、今後とも適切な取扱いに努めていただきたい。

① 情報公開請求状況

(単位：件)

事 項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
請 求 件 数	0	0	0	0
公 開 件 数	0	0	0	0
部分公開件数	0	0	0	0
非公開件数	0	0	0	0
文書不存在件数	0	0	0	0
審査請求の件数	0	0	0	0
審査請求の処理状況	0	0	0	0

備考：令和5年度は、令和5年9月30日現在の状況

② 個人情報開示請求状況

(単位：件)

事 項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
請 求 件 数	5	9	8	1
開 示 件 数	5	9	8	1
部分開示件数	0	0	0	0
不開示件数	0	0	0	0
文書不存在件数	0	0	0	0
審 査 請 求 の 件 数	0	0	0	0
審 査 請 求 の 処 理 状 況	0	0	0	0

備考：令和5年度は、令和5年9月30日現在の状況

(2) 個人情報保護管理体制について

個人情報については、個人情報保護法第65条の規定により個人情報の正確性を確保する義務、同法第66条の規定により個人情報の安全管理措置を講じる義務が課されている。

個人情報保護条例の解釈運用の手引に基づき、保有個人情報については、内容、保有する目的に応じて、必要な範囲で正確かつ最新の個人情報を保有している。個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のため、必要な管理規程等の整備、アクセス制限等の電子計算機に係る技術的保護措置、保有個人情報が記録されている公文書の適正な収納、保管のための施設や設備等の整備が行われている。

また、西播磨水道企業団処務規程に規定する保存期間が経過し、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報の性質等に応じて、随時、確実かつ速やかに廃棄又は消去が行われている。

4 広報に関すること。

水道情報の提供については、西播磨水道企業団情報公開条例、西播磨水道企業団情報公開制度の手引、西播磨水道企業団水道情報共有化の推進に関する規程、西播磨水道企業団水道情報の収集等に関する要綱に基づき行っている。

住民への広報の方法は、主に企業団が年1回発行する広報紙「すいどうだより」、西播磨水道企業団ホームページ、構成市の広報紙への掲載で行っている。

(1) 広報紙「すいどうだより」について

広報紙「すいどうだより」は年1回発行しており、また、法令等による掲載事項を満たすことによる紙面の制約がある中で、イラストやグラフを増やすなど、情報がより伝わるよう読みやすい工夫がされていた。

(2) ホームページについて

企業団のホームページは、西播磨水道企業団ホームページの運用管理要綱に基づき運用しており、平成15年10月1日に開設し、情報提供の充実を図るため、必要に応じて見直しを行っている。

ホームページの運用及び保守管理は、外部へ委託しており、情報掲載内容の変更依頼及び提供はメールで行い、作業確認後、委託業者からの作業報告書の提出をもって作業完了としている。

ホームページの更新状況

サービス内容	契約回数等	主な更新内容	更新回数	
			令和4年度	令和5年度
トピックス	随時	入札情報、水質検査の結果、トライやる・ウィーク	26回	18回
指定給水装置工事事業者	随時	指定給水装置工事事業者の追加等	7回	4回
水質検査計画	年1回	水質検査計画更新	2回	0回
水質検査結果	年4回	水質検査結果の更新 (3、6、9、12月)	3回	2回
リンク集	随時	行政、ホームページ水道関連へのリンク	0回	0回
指名願申請更新作業	年1回	指名願申請更新 (毎年12月頃)	5回	2回
水道事業の紹介	随時	企業団の概要、各種方針・計画、議会、監査等	20回	10回
人事行政の運営等の状況	年1回	人事行政の運営等の状況 (毎年12月)	1回	0回
財政の状況	年1回	予算・決算の状況	2回	1回
入札情報	随時	入札情報、開札結果、入札制度等	17回	15回
その他修正業務	随時	問合せ先の変更、貯水槽水道の管理等	43回	53回
計			126回	105回

備考：令和5年度は、令和5年9月30日現在の状況

(3) 構成市の広報紙への掲載について

構成市の相生市及びたつの市の広報紙に掲載している内容は、休日・夜間の修繕当番業者（緊急時）等であり、掲載に当たっては、たつの市上下水道部上水道課と連携を図りながら必要に応じて掲載している。

構成市の広報紙への掲載状況

主な掲載内容	掲載回数	
	令和4年度	令和5年度
休日・夜間の修繕当番（緊急時）	相生市 12回 たつの市 24回	相生市 6回 たつの市 12回
全国水道週間行事	たつの市 1回	たつの市 1回
宅地内の漏水対策	たつの市 1回	たつの市 1回
西播磨水道企業団職員募集	相生市・たつの市 各1回	0回
水道管の凍結対策	相生市・たつの市 各1回	0回
長期不在時の閉栓手続について	たつの市 1回	0回

備考：令和5年度は、令和5年9月30日現在の状況

(4) 防災行政無線及び防災ネットによる注意喚起について

冬季には、水道管等の凍結防止のための防寒対策について、企業団のホームページ及び構成市の広報紙でお知らせしている。

寒波到来が予報された際には、相生市域においては、相生市の防災行政無線及び防災ネットを用いて注意喚起を行っている。また、たつの市揖保川町・御津町域においては、たつの市上下水道部上水道課が主体となって、たつの市の防災行政無線、防災ネット及びたつの市公式LINEアカウントを用いてたつの市全域へ注意喚起を行っている。

令和4年度 防災行政無線及び防災ネット実施状況

実施日	防災行政無線		防災ネット			
	相生市	たつの市	相生市	たつの市		
令和4年12月23日（金）	放送時間	13:00、18:00	13:00、16:50	配信時間	13:00	13:00
令和5年 1月20日（金）		13:00、18:00	16:50		13:00	16:55
令和5年 1月23日（月）		13:00、18:00	16:50		13:00	16:55
令和5年 1月24日（火）		16:00	16:50			

住民への水道情報の提供は、広報紙、ホームページ等の多様な方法で行っているが、より住民の望む水道情報の提供を行えるよう、広報活動に一層努めてもらいたい。

5 条例、規則その他の規程の制定改廃に関すること。

条例、規則その他の規程の制定改廃等の立案については、文書の作成要領及び兵庫県の文書法制事務の手引に基づき、内容が法として適するものか、正しいものであるか、既存の法秩序との間に法的協調性を保っているものであるかを検討し、迅速に対応していることを確認した。

(1) 制定条例等（令和5年1月～令和5年9月）

① 条例関係（新規制定：1件、一部改正：6件、廃止：2件）

- ア 西播磨水道企業団の個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
 - i 西播磨水道企業団個人情報保護条例の廃止【附則】
- イ 西播磨水道企業団定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例【一括条例】
 - i 西播磨水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正
 - ii 西播磨水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
 - iii 西播磨水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
 - iv 西播磨水道企業団職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - v 西播磨水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
 - vi 西播磨水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止
- ウ 西播磨水道企業団行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例

② 規程関係（新規制定：1件、一部改正：13件、廃止：1件）

- ア 西播磨水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の制定
 - i 西播磨水道企業団個人情報保護条例施行規程の廃止【附則】
- イ 西播磨水道企業団徴収事務委託規程の一部を改正する規程（2回）
- ウ 西播磨水道企業団特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程
- エ 西播磨水道企業団職員の職名に関する規程の一部を改正する規程
- オ 西播磨水道企業団水道技術管理者規程の一部を改正する規程
- カ 西播磨水道企業団事故賠償審査委員会規程の一部を改正する規程
- キ 西播磨水道企業団組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程
- ク 西播磨水道企業団決裁規程の一部を改正する規程
- ケ 西播磨水道企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程
- コ 西播磨水道企業団公印規程の一部を改正する規程
- サ 西播磨水道企業団給水条例施行規程の一部を改正する規程
- シ 西播磨水道企業団使用水量認定及び水道料金減免に関する規程の一部を改正する規程
- ス 西播磨水道企業団水道事業会計規程の一部を改正する規程

③ 訓令関係（一部改正：7件）

- ア 西播磨水道企業団ホームページの運用管理要綱の一部を改正する訓令
- イ 検針票の有料広告取扱基準の一部を改正する訓令
- ウ 西播磨水道企業団水道事業基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

- エ 西播磨水道企業団災害対策要綱の一部を改正する訓令
- オ 西播磨水道企業団渇水対策要綱の一部を改正する訓令
- カ 西播磨水道企業団予定価格事前公表実施要綱の一部を改正する訓令
- キ 西播磨水道企業団口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令

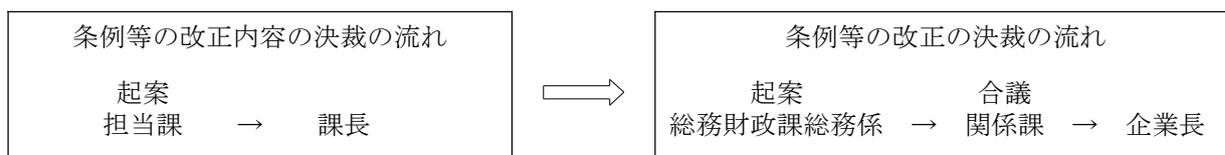
(単位：件)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年		
	新規制定	一部改正	廃止									
条例	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6	2
規程	0	18	3	0	23	0	0	11	0	1	13	1
訓令	1	2	0	0	16	0	1	5	1	0	7	0

備考：令和5年度は、令和5年9月30日現在の状況

(2) 事務について

条例等の改正を必要とするときは、担当課において対象の条例等の改正内容を記載した文書を起案し、決裁後、総務財政課総務係において条例等の制定、改廃の起案を行っている。



6 入札及び契約に関すること。

(1) 入札から契約までの取扱いについて

入札及び契約に関する事務については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、西播磨水道企業団の契約に関する規程等に基づき行っている。

契約は、西播磨水道企業団契約事務取扱要領に基づき一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の方法を採っており、一般競争入札は主として郵便入札方式を、指名競争入札は直接入札方式を採っている。また、指名競争入札は、地方自治法施行令第167条の規定に該当する場合のみ行っている。

入札においては、西播磨水道企業団予定価格事前公表実施要綱に基づき執行前に予定価格を公表するものとしており、入札における透明性の確保に努めている。入札の執行に際しては、執行者及び当該入札事務を直接担当していない企業団の職員が立会いの上、予定価格以内で最低価格の入札者（最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上で最低価格の入札者）を落札者とし、直ちに、その旨を落札者に通知して、契約手続を行っている。

契約の締結は、西播磨水道企業団の契約に関する規程に基づき落札者決定の日から7日以内に行っており、西播磨水道企業団の契約に関する規程に基づき、契約金額の10分の1以上の契約保証金又はそれに変わる履行保証契約が締結されている。

入 札 実 績

	入札方法	入札日	工事名	入札者数	有効入札数
令和3年度	指名競争	7月27日	中島配水池緊急遮断弁設置工事詳細設計業務委託	7者	7者
	一般競争	8月5日	水道工事跡舗装復旧工事（たつの市）	4者	3者
令和4年度	指名競争	8月2日	配水管改良工事（相生五丁目）	5者	4者
	一般競争	6月7日	外壁補修外工事（庁舎）	3者	2者
	一般競争	7月26日	緊急遮断弁等整備工事（中島配水池）	2者	2者
	一般競争	8月17日	水道工事跡舗装復旧工事（相生市）	3者	3者
	一般競争	11月1日	流量調整弁移設工事（工和橋）	1者	1者
令和5年度	指名競争	5月12日	坂越水源地送配水施設基本設計業務委託	7者	7者
	一般競争	7月25日	配水管新設工事（鯛浜）	6者	4者
	一般競争	8月4日	配水管整備工事（朝臣）	16者	13者

備考：令和5年度は、令和5年9月30日現在の状況

(2) 契約書、見積書等について

130万円を超える工事については、契約の締結時に契約書を作成し、発注者と受注者で記名押印の上、各自1通を保有することとしている。

関係書類として、契約の締結前には見積書の提出（緊急工事の場合を除く。）を求め、また、契約時には、次の関係書類の提出を適時求めており、全ての書類は工事ごとに簿冊を作成し、整備・管理している。

建設工事請負契約に係る提出書類一覧

関係書類	提出時期	留意事項
契約書	契約締結時	落札決定の日から7日以内
工事着手届	契約締結時	契約締結後5日以内に着手
建設業退職金共済証紙確認書	契約締結時	契約金額が130万円未満のものにあつては提出不要
支払口座振替請求書	契約締結時	新規契約及び登録口座に変更がある場合のみ提出
現場代理人等届	契約締結後5日以内	元請事業者－現場代理人及び主任技術者 下請事業者－専門技術者
経歴書	契約締結後5日以内	資格者証の写しを添付
工程表	契約締結後5日以内	工期が30日以上 of 工事
下請届	契約締結後5日以内	下請けをする場合のみ提出

(3) 令和5年度の工事等から抽出した、配水管新設工事（鰯浜）について、入札及び落札の通知並びに諸手続は適正かつ公正に行われているか、関係書類を調査した結果、おおむね適正に行われていることを認めた。

7 資産の取得、管理及び処分に関すること。

資産の取得、管理及び処分については、西播磨水道企業団水道事業会計規程に基づき行われている。

新たに取得した資産は、年度ごとに資産名称、種別、取得価格、耐用年数等を固定資産台帳システムに登録し、更新又は買換えにより撤去又は廃棄する資産は報告書を作成した上で、固定資産台帳に除却した旨を記録している。

令和4年度に取得及び除却した資産について関係書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていることを認めた。

8 物品の調達及び修繕に関すること。

(1) 購入手続及び価格について

物品の購入及び修繕に関する事務については、西播磨水道企業団水道事業会計規程及び西播磨水道企業団の契約に関する規程に基づき行っている。

物品の購入及び修繕は、各担当課が予定負担行為伺を起案し、総務財政課財政係で支出負担行為の決定後に、購入又は修繕をしている。予定価格が10万円を超える物品の購入については、原則2者以上から見積書を徴収することとしており、適正な価格で購入できるようにしている。

令和5年度に購入した物品について関係書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていることを認めた。

(2) 物品の管理及び備品台帳の作成について

西播磨水道企業団水道事業会計規程に基づき、耐用年数が1年以上の物品について、備品整理簿にその所在や購入年度が把握できるよう記録整理している。

備品整理簿と任意に抽出した物品について照合した結果、おおむね適正に処理されていることを認めた。

備品整理簿管理項目

管理項目	備 考
備品番号	購入年度＋負担行為No.＋備品数量で構成
所轄	所轄1：所属課 所轄2：保管場所
種別	種別1：物品種類 種別2：物品細目
品名	物品名称
構造・形状等	型番・サイズ等
数量	－
用途・保管・設置場所	－
購入年月日	－
購入先	－
購入価格	1個当たりの税抜き単価で登録